最低賃金の改正決定に関する公示

岩手労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間740円」を「１時間755円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間729円」を「１時間743円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間718円」を「１時間728円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県各種商品小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間729円」を「１時間741円」に改める。

岩手労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岩手県自動車小売業最低賃金（平成20年岩手労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岩手労働局長　弓　　信幸

第４号中「１時間751円」を「１時間765円」に改める。

福井労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金（平成20年福井労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

福井労働局長　加藤　滋穂

第４号中「１時間800円」を「１時間810円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月24日から効力を生ずる。

長野労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

長野労働局長　高森　洋志

第４号中「１時間763円」を「１時間773円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月31日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間792円」を「１時間804円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岐阜労働局長　佐々木秀一

第４号中「１時間879円」を「１時間890円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月21日から効力を生ずる。

和歌山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成25年和歌山労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

和歌山労働局長　楪葉　伸一

第４号中「１時間818円」を「１時間834円」に改める。

附　則

この決定は、平成26年12月30日から効力を生ずる。

岡山労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間837円」を「１時間853円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県耐火物製造業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間826円」を「１時間842円」に改める。

岡山労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岡山県鉄鋼業最低賃金（平成20年岡山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

岡山労働局長　三上　明道

第４号中「１時間841円」を「１時間858円」に改める。

佐賀労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、佐賀県陶磁器・同関連製品製造業最低賃金（平成21年佐賀労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

佐賀労働局長　田窪　丈明

第４号中「１時間665円」を「１時間679円」に改める。

宮崎労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、宮崎県各種商品小売業最低賃金（平成20年宮崎労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 26 年 11 月 18 日

宮崎労働局長　佐藤　俊彦

第４号中「１時間687円」を「１時間695円」に改める。